(設置)

第1条 市民と行政が連携して公共的サービスを担う協働のまちづくりを計画的かつ効果的に推進することを目的として、本市の協働事業に関する施策について審議を行うため、佐久市協働のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(任務)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議し、その成果を市長に 報告するものとする。
 - (1) 協働のまちづくりの施策の推進に関する事項
 - (2) 佐久市まちづくり活動支援金交付要綱 (平成23年佐久市告示第25号) に基づく公募事業の審査及び評価
 - (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 推進会議は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 識見を有する者
- (2) 民間諸団体の職員又は代表者
- (3)公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から起算して2年を経過した日の 属する年の9月末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集 し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第2号に規定する審査及び評価に係る事業 の応募団体又は事業実施団体と利害関係があると推進会議が認め た委員は、当該団体に係る事業の審査及び評価を行うことができ ない。

(庶務)

- 第8条 推進会議の庶務は、企画部広報広聴課において処理する。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則

(施行期日)

(準備行為)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。(佐久市協働のまちづくり行動計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 佐久市協働のまちづくり行動計画策定委員会設置要綱(平成 22年佐久市告示第122号)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行後、最初に委嘱される推進会議の委員の公募の 手続その他この要綱を施行するため必要な準備行為は、この要綱 の施行日前においても行うことができる。